

2. 合併までの経緯

(1) 合併構想までの経過

伊賀地域は、昭和44年に、旧自治省から「広域市町村圏」の指定を受け、昭和45年10月に伊賀地区市町村圏事務組合が設立された。平成2年には、「伊賀創生計画（伊賀北斗プラン）」（2月策定）において、「伊賀は一つ」を計画策定の理念とし、「伊賀市」を最終目標とした。また、当地域は、ふるさと市町村圏に選定（平成2年7月）され、平成7年3月には、地方拠点都市の地域指定を受けるなど、伊賀地域が一体となった発展が内外からも期待されていた。平成10年2月には、伊賀地区7市町村議会正副議長が「伊賀市を考える議員の会」の発足に向けた会合を開き、同年5月11日伊賀地区市町村議会議員の総数104名のうち95名の参加のもと「伊賀市を考える議員の会」が設立された。また、同年6月には、伊賀地区の7市町村長が「伊賀市の実現」に向けて足並みを揃えていくことで合意した。

平成13年に入り議論が本格化、伊賀地区市町村による任意の合併問題協議会設立の打合せ会を開催し、名張市を除く6市町村長および企画幹事、伊賀県民局長、県民局合併担当などで設立に向けた具体的な話し合いを行い、設立の目的や事業計画、協議会委員の構成について議論された。同年5月には伊賀地区6市町村が全国初の合併重点支援地域に指定された。

(2) 伊賀地区市町村合併問題協議会（任意協議会）の発足

平成10年の「市町村の合併に関する答申」や「地方分権推進計画」、平成11年「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）の一部改正により、平成17年3月31日までに合併することを検討の目標として、伊賀地域の市町村合併について本格的に議論するため平成13年2月13日、上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町の6市町村で構成する「伊賀地区市町村合併問題協議会」が設立された。

当初の協議会委員は6市町村長、6市町村議長、伊賀市を考える議員の会代表、上野市助役、阿山町助役の計15名であった。県民局長はオブザーバー参加。

事務局体制は、平成13年2月当初事務局を上野市総務部に1名体制で発足させたが、平成13年4月からは三重県上野庁舎に事務所を設置し、県の市町村合併推進室より職員1名と臨時職員1名が配置された。協議会において、事務局体制の充実を図ることが合意され構成市町村から1名ずつ増員し同年6月に9名となった。

6市町村で構成する任意協議会では、行財政現況調査を行い各市町村の現状を調査するとともに事務事業調整に向けての準備がスタートした。また、市町村合併の必要性を地域住民に広報するため、協議会だよりの発行やホームページの開設、住民説明会など精力的に行った。また、伊賀7市町村の住民3,000人を対象にアンケートを実施（伊賀県民局）するとともに、「伊賀地区市町村合併に関する有権者・団体ヒアリング調査」を行い報告書を作成した。「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2001 in 三重」が伊賀町で行われた。

平成14年2月には、合併特例法に基づく合併協議会（法定協議会）を設置することが議論されたが、同年4月の名張市長選挙の結果を踏まえて、再度検討することとなり保留となった。

事務局体制は、平成 14 年度から、本格的な合併に向けた事業調整等を行うため、上野市 2 名、町 1 名ずつを増員し 15 名体制となった。

任意協議会発足時の名張市長の意向は、広域行政の充実であり合併が目標ではないとのことから任意協議会には参加していなかったが、平成 14 年 4 月の名張市長選により新市長が当選。新市長は公約で広域の伊賀は 1 つという理念をもとに、伊賀市の合併協議に参加し協議の結果を踏まえて住民に問うこととしていたため、同年 6 月 4 日に名張市も加わる事となったが、あくまでも任意協議会としての参加となるため、6 市町村の法定協議会議決の発案は見送りすることとなった。第 9 回協議会（5 月）で名張市参加の承認が行われ、任意協議会のまま平成 14 年 6 月に伊賀地区全 7 市町村で協議会が再スタートした。住民の意見も協議会に反映するため、構成市町村から民間委員 1 名ずつを推薦により選任し、学識経験者として住民自治や自治基本条例などの有識者でもある、岩崎恭典四日市大学教授と中川幾郎帝塚山大学教授、伊賀県民局長をあらたに協議会委員に委嘱し、計 22 名となった。事務局職員も、名張市からの 4 名を増員し、19 名体制となった。第 10 回協議会では、協議会規約の改正や平成 13 年度決算報告、平成 14 年度の事業計画変更などについて承認。第 11 回協議会では、合併問題協議会の基本的な方針と進め方、合併問題協議会における協議項目、合併協議の基本調整方針を取り決めたうえで、本格的な協議がスタートした。

平成 14 年度の事業としては、事務事業調整を中心に協議するとともに新市のビジョンを示すために、合併後 20 年を想定したまちづくりの構想となる「新市将来構想」～ひとが輝く 地域が輝く～の策定に着手、一般公募を含めた策定委員会（20 名）分権・自治作業部会、健康・福祉作業部会、生活・環境作業部会、教育・文化作業部会、産業・交流作業部会をのべ 44 回開催した。新市将来構想策定過程においては、タウンミーティングやパブリックコメントを実施し、住民の意見を反映させたものとした。

協議会では、行財政現況調査を追加し住民投票の判断に必要な事務事業の調整を主に協議会で協議を行った。合併協定項目のうち、「議会議員の定数及び任期の取扱い」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、「一般職の職員の身分の取扱い」、「特別職の身分の取扱い」及び「事務組織及び機構の取扱い」を除く、17 項目と事務事業の取扱い 23 事業について協議した。なかでも、新市の事務所の位置については、「小さな本庁大きな支所」というコンセプトをもとに住民生活の窓口となる支所機能を充実させ、上野市役所と名張市役所を総合支所とする構想など伊賀地区の実情を考慮したビジョンが示され、内外から関心が寄せられた。また、名張市の参加により、一部事務組合の調整については、伊賀北部、伊賀南部のエリアを包括、また、伊賀県民局の管轄エリアを網羅することから県の権限移譲等についても検討されることとなった。

新市の名称募集については、新市のビジョンの 1 つとして早期に決定することにより、市町村合併がより具体的な議論であることを周知する機会として、全国はもとより国内外から広く募集し、「伊賀市」と決定した。

名張市では住民投票に向けた広報活動が活発に行われ、出前講座や住民説明会、市広報等により住民への周知や議論の機会など広報が積極的に行われたが、平成 15 年 2 月 9 日に実施された「市町村合併の是非を問う住民投票」の結果は投票率 58.4%、反対が 7 割という結果となり、合併協議から離脱した。

(3) 伊賀地区市町村合併協議会(法定協議会)の発足

この結果を受け、平成 15 年 3 月に上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村及び青山町それぞれの議会で伊賀地区市町村合併協議会の設置に関する議案が提案され、それぞれ賛成多数で可決され、伊賀地区市町村合併協議会(以下「法定協議会」という。)が、平成 15 年 4 月 1 日に設立された。

第 1 回協議会で合併期日を平成 16 年 11 月 1 日と決定した。合併調印を 12 月を目標とし合併協定項目の協議、新市建設計画の策定が急ピッチで進められた。

その後の法定協議会においては、合併協定にかかわる協議事項がおおむね当初のスケジュール協議されていく一方で、それぞれの単独市町村財政推計や合併効果の試算など財政シミュレーションに関する説明や住民説明会の時期に関する検討が行われた。

新市建設計画については、法定の協議事項として、また、合併後の新市のまちづくりの方向性を示す重点事項として、法定協議会において慎重かつ詳細な検討が行われた。新市建設計画は、任意協議会において策定された新市将来構想の、特にまちづくりを基本に策定したものである。各所管部署及び協議会委員から提案のあったもの、6 市町村の基本計画等の積み残し課題からまちづくり構想の理念に合致するものを選定し、取りまとめた。

法定協議会においては、まず第 1 回会議(平成 15 年 4 月 14 日開催)でその位置付けや意味、新市将来構想や各市町村の基本計画との関係など新市建設計画に関する基本的な事項や先進事例を紹介し策定方針の決定をした。

その後、第 2 回会議(平成 15 年 5 月 23 日開催)、第 3 回会議(平成 15 年 6 月 27 日開催)に、策定小委員会で議論された内容が報告された。その後この小委員会でまとめられた新市建設計画の素案を基に、平成 15 年 8 月 1 日から 20 日までパブリックコメントを行った。これらの意見も参考にして修正を加え第 10 回会議(平成 15 年 12 月 1 日開催)で最終案を確認して、正式に建設計画の協議を終えた。

住民説明会については、10 月 11 日から 11 月 20 日までの約一ヶ月余り各市町村の各所で開催された。参加者数は、3,180 名で、6 市町村が合併した場合の 10 年間の財政計画や新市が一体となって取り組むべき施策についてまとめた新市まちづくりプラン(新市建設計画)をはじめ、合併協議会の協議結果や事務事業のすり合わせ結果など説明した。住民からは、住民投票の実施の要望や、議員数の減少によりと地域の声が届かなくなることをないようにしてほしいなどの要望が出された。

そして、法定協議会第 13 回会議(平成 16 年 3 月 9 日開催)において、残協議事項である「新市の名称」が賛成多数で確認され、これによって合併協議会のすべての実質的な協議事項及び合併協定書の内容が確認された。

平成 16 年 1 月 26 日には、上野フレックスホテルで合併協定調印式を執り行い、式には県議会議員を来賓に迎え、合併協議会委員、6 市町村長、助役、収入役、市町村議会議員等 150 名が出席した。

式は、伊賀地区市町村合併協議会事務局長の司会で進められ、合併協議会参事長(上野市助役)から合併に関するこれまでの経緯が報告され、合併協定書に 6 市町村長が調印を行い、続いて合併協議会委員が立会人として署名した。その後、主催者挨拶として会長から挨拶をし、調印後に共同記者会見を行った。なお 3 月 7 日に「議会議員の定数及び任期の取り扱い」についての再協議がなされ、3 月 9 日に合併協定書の一部を変更

する協定書に再調印し、全ての協議が終了した。

6市町村合併に関する関連議案を審議するための議会は、3月12日から3月26日にかけて、それぞれの議会で審議され、「上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村、及び名賀郡青山町の廃置分合について」ほか関連3議案で、いずれも賛成多数で可決された。

6市町村の議会での議決を経て、4月6日には6市町村長が三重県庁を訪れ、野呂三重県知事に6市町村の合併申請書を手渡しした。席上、野呂三重県知事から6市町村長にねぎらいの言葉がかけられ、合併を歓迎する意向が示された。

これを受けて、4月21日には三重県知事から総務大臣に対して6市町村の合併に関する正式協議が行われた。

6市町村合併に伴う関連議案は、三重県議会6月定例会に提案され、6月23日原案のとおり可決された。

これを受けて7月1日付けで6市町村の廃置分合について三重県知事の処分決定が行われ、同日付けで三重県知事から総務大臣へ届け出が行われた。7月16日には、総務省告示第592号で、上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村、及び名賀郡青山町の廃置分合について官報への告示が行われた。

なお、合併に伴う町名変更については、三重県知事により平成16年11月1日付けで告示された。

合併協定調印式及び6市町村の合併関連議案の議決を経て、法定協議会は、事実上の役割りを終えたこととなったことから、4月1日からは、合併協議会事務局を縮小し、さらに事務局を三重県上野庁舎から本庁設置予定の上野市役所に移し合併準備に入った。

合併準備は、残った11名の事務局職員で、組織統合・廃置の整理、合併協定内容に基づく各種事務事業の調整、関係団体との調整等を中心に各部門ごとに新市発足に向けた具体的な準備を進めていった。また、新市の予算編成、条例・規則の整備等の例規類の調整、電算システムの統合等については、それぞれの所管部署が中心となって作業を進めていった。

そして、平成16年10月19日に法定協議会最終会議となった第16回会議が開催され、前回会議以降の合併に関する手続きが報告されるとともに、協議会廃止に関する手続きが確認された。法定協議会の廃止期日は合併の日の前日の平成16年10月31日とした。